

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

（第一条関係）

【公布即施行分】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（過労防止等） 第二十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 旅客自動車運送事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（点呼等） 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認</p> <p>二 酒気帯びの有無</p> <p>三 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者と交替した場合にあつては、当該</p>	<p>（過労防止等） 第二十一条（略）</p> <p>2・3（略） （新規）</p> <p>4 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、<u>飲酒</u>その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（点呼等） 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</p> <p>一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十七条の二第一項及び第二項の規定による<u>日常点検</u>の実施又はその確認 （新規）</p> <p>二 疾病、<u>疲労</u>、<u>飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面（<u>運行上やむを得ない場合は電話その他の方法</u>）により点呼を行い、<u>当該の事業用自動車、道路及び運行状況</u>について報告を求めなければならない。この場合において、当該運転者が他の運</p>

運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号に規定による通告についても報告を求めなければならない。

3 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 (略)

2 (略)

3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十九条第一項に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。

4・5 (略)

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 三 (略)

四 第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

四の二 乗務員の健康状態の把握に努め、第二十一条第五項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十一条第六項の場合において、交替する運転者を配置すること。

六 二十 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業(貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送

転者と交替した場合にあつては、当該運転者が交替した運転者に対して行つた第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

3 (略)

(運行管理者等の選任)

第四十七条の九 (略)

2 (略)

3 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(以下「補助者」という。)を選任することができる。

4・5 (略)

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 三 (略)

(新規)

四 乗務員の健康状態の把握に努め、第二十一条第四項の乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。

五 第二十一条第五項の場合において、交替する運転者を配置すること。

六 二十 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第四項に

事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2・3 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号の点検をし、又はその確認をすること。

二 (略)

三 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の二 疲労、疾病その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 十 (略)

2・10 (略)

規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2・3 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第二十四条第一項第一号の日常点検をし、又はその確認をすること。

二 (略)

三 疲労、疾病、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 十 (略)

2・10 (略)